

史跡松江城整備基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡松江城保存活用計画に基づき、計画的な史跡整備を行うための「史跡松江城整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）」を策定するにあたり、関連する分野の専門的意見を聴くため、史跡松江城整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、整備基本計画の策定に関することについて意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員は、7人以内とする。

2 委員会の委員は、建築史、植生、城郭、考古、城石垣、近世史並びに景観の知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員の互選により委員長を置く。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 必要があると認めるときは、委員会に関係者等の出席を求め、意見を聴取し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、松江城・史料調査課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。